

通学定期券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大による  
学校休校に伴う各種通学定期券の取扱について

令和2年4月17日（木）、新型コロナウイルス感染拡大により全国に「緊急事態宣言」が出されました。

以降、4月20日（月）より全道の各学校が一斉休校になったことから、弊社及び阿寒バス（株）で共同販売している各種通学定期券については、特例措置として次の通り取扱を行います。

記

1. 4月20日(月)から学校が再開されるまでの期間、定期券の継続購入する場合に限り、休校期間の該当日数を加算する。
  - (1)休校期間中に定期券の継続購入があった場合はその該当日数を加算する。
  - (2)定期券使用期限により継続購入する場合は使用期限日より1週間以内とする。
  - (3)学校再開後使用期限が切れている定期券を継続購入する場合、学校再開日から1週間以内の購入とする。
  - (4)4月20日から4月30日の間に定期券の継続購入した場合は、次回の継続購入時に当該日数を加算する。
2. 対象定期券
  - (1)通学マイパ
  - (2)とくとく通学定期券
  - (3)厚岸町通学定期券
  - (4)霧多布線専用定期券
3. 分散登校については、休校日扱いとする。
4. 取扱開始日  
令和2年5月1日
5. 上記取扱については、今回限りとする。
6. その他不明な点については下記連絡先までお問い合わせください。

令和2年4月27日

連絡先

くしろバス株式会社  
電話 0154-36-8181